

日本フランス語フランス文学会東北支部

研究発表者等に対する交通費補助に係る規程

制定 2008年11月29日

改正 2011年11月12日

第1条

本規程は、本務校を持たない日本フランス語フランス文学会東北支部（以下、支部と言う）会員が支部大会において研究発表等を行う際に必要となる交通費を補助し、これらの会員の積極的な参加を促し、支部の活動の活性化を図ることを目的とする。

第2条

前条の場合において、会員からの申請にもとづいて、支部は会員の自宅または勤務先等から大会会場までの往路交通費を支給することができるものとする。ただし、交通手段は鉄道、路線バス等、常識的なものに限り、且つ合理的な経路に限る。

第3条

補助を受けようとする会員は、支部長あてに交通経路と料金を明記した申請書（別表）を提出しなければならない。

第4条

支部長は支部運営委員会の議を経て、申請の適否を決する。

附則

本規程は2009年度から適用する。

本規定は2011年11月12日から適用する。

別表

平成 年 月 日

日本フランス語フランス文学会東北支部長

殿

## 学会発表者等交通費助成申請書

氏名

1. 学会等名：

2. 発表・シンポジウム等題目：

3. 開催日： 平成 年 月 日

4. 開催場所：

5. 旅費交通費（往路）

\*乗車駅から降車駅まで、乗換ごとに交通機関と駅名・バス停名等を記載してください。  
鉄道については普通／特急（新幹線）の別を記載ください。カッコが足りない場合は書き足してください。

記入例

（仙台市地下鉄 富沢）→（地下鉄 仙台）→（JR・新幹線 仙台）→（JR・普通 新青森）  
→（JR 弘前）

計 11,200 円

（ ） → （ ） → （ ） →  
（ ） → （ ）

計 円